

都営住宅入居者を募集します

【対象となる募集】世帯向け(一般募集住宅)、若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)、居室内で病死などがあつた住宅
 【募集案内の配布期間】5月7日(水)～15日(木)
 【申込み締切日】5月21日(必着)までに郵送で渋谷郵便局へ、またはJKK東京ホームページ内で
 【募集案内の配布場所・時間】市役所本庁舎1階総合案内、都市計画課、福祉総務課、生活福祉課、子育て支援課＝平日午前8

時30分～午後5時(土・日曜日と平日午後5時～8時は市役所本庁舎夜間受付で配布)。
 各地域市民センター、生涯学習センター、子ども家庭支援センター＝各センター開館日の開館時間内
 〇JKK東京(東京都住宅供給公社) ☎0570-010-810(申込み期間内)、☎03-3498-8894(申込み期間外)



詳しくはこちら
(5月7日～公開)

清瀬市営住宅入居者を募集します

【入居資格】1人・2人以上世帯ともに、世帯所得が定められた基準内であることなどの要件があります。詳しくは、募集案内をご確認ください
 【募集案内の配布期間】募集案内チラシ、パンフレット(ホームページで公開)＝5月12日(月)～26日(月)
 【募集案内の配布場所・時間】市役所本庁舎1階総合案内、都市計画課、福祉総務課、生活福祉課、子育て支援課＝平日午前8時30分～午後5時(土・日曜日と平日午後5時～8時は市役所本庁舎夜間受付で配布)。各地域市民センター、生涯学習センター、子ども家庭支援センター＝各センター開館日の開館時

間内 〇 申込みフォームまたは電話で都市計画課都市計画係 ☎042-497-2093へ。市営住宅使用申込みフォーム＝5月12日～26日午前0時～午後11時、電話＝5月19日～26日午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)



詳しくはこちら
(5月12日～公開)

【募集住宅(全7戸)】

住宅名	間取り	戸数
中里第1住宅	単身世帯向け(1DK)	1戸
中里第3住宅	1人以上世帯向け(2LDK)	2戸
中里第3住宅	2人以上世帯向け(3DK)	2戸
野塩柳原住宅	1人以上世帯向け(2DK)	1戸
野塩柳原住宅	2人以上世帯向け(3DK)	1戸

清瀬けやきホール等施設の指定管理者を募集します

地方自治法の規定に基づき、清瀬けやきホール等施設の指定管理者を募集します。

清瀬けやきホール等施設一覧	
清瀬けやきホール	清瀬市元町1-6-6
清瀬市生涯学習センター	清瀬市元町1-2-11 5階～7階

【指定期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年)
 【募集要項の配布期間】5月12日(月)～26日(月)(市ホームページからダウンロード不可)

【提出期限】6月27日(金)まで
 ※募集要項の配布及び応募書類の提出は、平日午前9時～午後4時です。
 ※応募資格や対象施設の詳細は市ホームページをご確認ください。
 【募集要項配布・申請先及び問合せ先】生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係 ☎042-497-1815



詳しくはこちら
(5月9日～公開)

清瀬市立学童クラブの指定管理者を募集します

地方自治法の規定に基づき、清瀬市立学童クラブの施設管理及び業務を効果的かつ効率的に行うことができる指定管理者を募集します。

【対象施設】梅園第1・第2・第3学童クラブ、清明小第1・第2学童クラブ、四小第1・第2学童クラブ
 【指定期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年)
 【募集要項の配布期間】5月12

日(月)～26日(月)(市ホームページからダウンロード不可)
 【提出期限】6月27日(金)まで
 ※募集要項の配布及び応募書類の提出は、平日午前9時～午後4時です。
 【募集要項配布・申請先及び問合せ先】生涯学習スポーツ課児童青少年係 ☎042-497-2089



詳しくはこちら
(5月9日～公開)

清瀬市児童センター等施設の指定管理者を募集します

地方自治法の規定に基づき、清瀬市児童センターの施設管理及び業務を効果的かつ効率的に行うことができる指定管理者を募集します。

【対象施設】清瀬市児童センター等施設
 【指定期間】令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年)
 【募集要項等の配布期間】5月12日(月)～26日(月)午前9時～午

後4時(市ホームページからダウンロード不可)
 【提出期限】6月27日(金)まで
 ※募集要項の配布・応募書類の提出は、平日午前9時～午後4時です。
 【募集要項配布・申請先及び問合せ先】生涯学習スポーツ課児童青少年係 ☎042-497-2089



詳しくはこちら
(5月9日～公開)

軽自動車税(種別割)納税通知書発送と減免の案内

軽自動車税(種別割)納税通知書を5月1日(木)に発送します。納期限までにご納付ください。

なお、障害者手帳などが交付されている場合、期限内に申請すると軽自動車税(種別割)が減免されることがあります。生計を一にする方(パートナーシップ宣誓制度による証明書保持者含む)が所有する軽自動車などについても、減免の対象とな

ります。前年度に減免の決定をしている方には、納税通知書に申請書を同封しています(毎年度申請が必要です)。詳しくは市ホームページを確認するか下記にお問い合わせください。
 【納付・申請期限】6月2日(月)まで 〇課税課市民税係 ☎042-497-2040、2041



詳しくはこちら



「国勢調査員(二次)」を募集します

国勢調査は、5年に1度実施する最も重要な統計調査です。調査の成功に欠かすことのできない「国勢調査員」を募集しています。 〇総務課総務係 ☎042-497-2032



詳しくはこちら

応募要件	・令和7年8月時点で20歳以上の健康な方(学生も可) ・責任をもって調査業務に従事できる方 ・警察、選挙に直接関係のない方 ・暴力団員でない方及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方 ・退任後も含め、調査で知り得た秘密の保護に関し信頼のおける方
任命期間	9月1日～10月31日
報酬	2調査区担当で100,000円*程度(調査区の世帯数により増減します) ※報酬金額が更新されました。
申込方法	5月7日(木)～(土・日曜日、祝日を除く) 受付時間＝平日午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分、 「令和7年国勢調査 調査員申込書」にご記入の上、直接総務課総務係まで(面接あり)
申込書設置場所	市役所本庁舎1階総合案内、総務課総務係、しあわせ未来センター、郷土博物館、生涯学習センター、各地域市民センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール ※市ホームページよりダウンロード可。



2025年は清瀬市市制施行55周年 第5回 志木街道の移り変わり



清瀬市市制施行55周年について
詳しくはこちら



昭和30年の志木街道

清瀬市の東西を走る志木街道は交通量が比較的多く、埼玉県志木市にあった引又宿へ向かう主要な街道として江戸時代頃に誕生したといわれ、別名引又街道とも呼ばれています。そのため、志木街道沿いの上・中・下清戸付近には古い寺院や神社、そして江戸時代から続く家が存在しています。

清瀬市が誕生したころの志木街道の上・中・下清戸付近は、今よりも道路沿いに樹木が数多く立ち並んで鬱蒼としており、現在のような2車線ではなく道路は狭い状態でした。そのため、自動車同士のすれ違いがとても不便であり、更にはアスファルト舗装や排水整備が完全ではないため、自動車が通るたびに土埃があがり、雨が降ると水たまりができ、あまり良い状態ではありませんでした。

そこで、昭和50年代に上・中・下清戸付近では一部の樹木

を残して、道路の拡幅が行われました。その後、道路環境の整備としてアスファルト舗装や排水整備が行われて2車線となり、現在の志木街道が誕生しました。また平成12年には、長命寺付近で新小金井街道とつながり、市内の交通網が整いました。

新しくなった志木街道ですが、現在でも上・中・下清戸付近には神社・寺院、古い家が残し、旧家の蔵を見ることが出来ます。つまり、志木街道は、古い清瀬を歩きながら体感するのに理想的な場所になっています。

歴史を感じながら、志木街道を歩くのはいかがでしょうか？